

入札参加時における遵守事項（委託）

富 士 見 市

富士見市発注委託の入札及び業務委託の履行に当たっては、下記の事項を遵守してください。

記

1 関係法令等の遵守について

- (1) 入札参加者は、業務内容に応じて、関係法令を遵守するとともに富士見市契約規則、富士見市土木設計業務等標準委託契約約款、富士見市建築設計業務標準委託契約約款、富士見市標準委託契約約款、設計図書、仕様書、入札公告及び指名通知等の記載事項並びに現場を熟知の上、入札すること。また、電子入札については、前記のほか富士見市公共工事等電子入札運用基準を熟知の上、入札すること。
- (2) 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (3) 事業協同組合等にあつては、中小企業等協同組合法等関係法令を遵守しなければならない。
- (4) 本市発注の委託業務は、国土交通省が発注する公共工事の設計業務委託等の積算に用いるための技術者単価に基づく埼玉県単価表等により積算している。この点に十分留意し、労働者の適切な賃金の支払について配慮するよう努めること。

※埼玉県労務単価の詳細は、県のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/dobokukoujiisekkeitankahyou.html>

2 社会保険等への加入及び法定福利費の適正な支払について

労働者の雇用に当たっては、社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）への加入及び法定福利費の適切な支払については、必要な措置をとるよう努めること。

3 一括再委託の禁止について

受注者は、各契約約款に規定する一括再委託等に抵触する行為を行ってはならない。

4 暴力団から不当要求及び妨害の排除について

- (1) 受注者は、業務委託の履行に当たり、暴力団等からの不当要求及び妨害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、東入間警察署に届けること。
- (2) 受注者は、発注者及び東入間警察署と協力して、不当要求及び妨害の排除対策を講じること。